

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 について調査活動におけるガイドライン

特定非営利活動法人
亀岡人と自然のネットワーク
2021年1月1日作成

第1版

はじめに

NPO法人亀岡人と自然のネットワークの活動は基本的に屋外での活動がほとんどであり、参加人数も50人を超えない小規模なものであることから、新型コロナウイルス感染症のクラスター感染のリスクは低い状態であった。このことから基本的な感染防止対策は「新しい生活様式」の実践例を参考に会員個人に依存していたが、昨今の一向に収まる気配のない感染者の拡大に伴い、改めて会員の意識を高め、当法人の活動が感染拡大の場とならないようにガイドラインの作成に至った経緯である。

本ガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020/5/14、2020/5/29）」、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる5つの場面」に則り、当面の対策をとりまとめたものであり、ワクチンの普及とともに新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでの期間を対象としている。

また、本ガイドラインは政府から発信される情報、知見や京都府、亀岡市から発信された内容により必要に応じて見直すこととする。

1. 感染防止のための基本的な考え方

- 1 会員は「新しい生活様式」の実践例から①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いの実施 を徹底し、感染拡大防止対策に取り組む。
- 2 会員は「3密」、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意し、可能な限りリスクが高まる場や移動手段を避けるように心がける。
- 3 当法人の活動にかかわるすべての人に対し、予防対策が徹底されるように感染予防対策の重要性を事前に説明し、理解と協力を得るように促す。
- 4 感染経路が曖昧にならない様に当法人の活動にかかわったすべての人の連絡先を記録し、個人情報外部に漏れないように厳重に保管する。
- 5 新型コロナウイルス感染症を発症した会員または関係者に対して発覚時、回復後においても差別されることのない様に人権を尊重し、円滑な活動への復帰のための配慮を行う。
- 6 活動における主体が当法人以外である場合（講演会の依頼等）においては致命的な対策不足がない限り、イベントの主体の方針に従い、対策を行う。

2. 具体的な感染予防対策

1 活動実施前の内容計画とリスク対策

- ①3密回避および新しい生活様式に則った活動計画を以下の項目に沿って作成する。
準備物：すべての活動において手洗い用石鹸、水道、消毒用アルコール、予備の
マスクを準備しておく。
活動場所：亀岡市内の屋外活動を基本とし、周辺に石鹸を用いることができる手洗い場、トイレがあることを確認しておく。周辺にない場合は水タンク、
石鹸を別途用意し、設置することとする。室内での活動を行う場合は使用する部屋の収容人数の1/2以下とする。
活動規模：総参加人数を最大50名までとする。
参加者：活動への参加者は大学生以上の範囲とする。
移動手段：公共交通機関の利用については可能な限りの会話は慎み、利用は最小限

となるよう計画を行う。車での移動の場合はマスクの着用の再確認を行い、最低2か所の窓を開け、換気を行いながらの移動とする。

実施内容：3密にならない様な内容を検討する。

②会員および参加者の事前確認事項

健康状態：会員、参加者の活動参加表明時に電話またはメールにて発熱、強いだる

さ、咳などの症状が活動予定日から2週間前の期間で出ていないことを確認する。

連絡先：会員、参加者の緊急の連絡先を控え、個人情報の漏洩がないように厳重に保管する。

事前承認：会員、参加者の感染者との接触、体調不良の症状が出た場合には速やかに連絡をすること、活動参加の取り消しが発生することを了承しておいてもらう。

③活動実施中、実施後に感染者が発生した場合の対応

体調不良者、感染者が出た場合は保健所、医療機関へ連絡を行い、活動当日の場合は他の参加者との隔離を行い、参加した会員、参加者へ連絡を行う。

2 活動実施中のリスクと対策

①使用する道具は各自が持ち寄ることとし、貸し出す道具がある場合は消毒、室内で

の作業場合は室内の消毒を行う。

②消毒用アルコール、体温計、予備のマスク、名簿を設置する。

③実施日の会員、参加者の健康の状態の確認（体温と諸症状有無）とマスクの有無、

手指の消毒、名簿への記入を行う。

④活動実施前に全体に感染症予防対策について説明を行う。

⑤昼食時弁当の場合は身体的距離の確保ができているか確認を行う。

⑥共同で作業する場合は身体的距離が確保できにくいいため屋外であってもマスク着用とする。

⑦当日活動終了後に全体に体調不良の症状が出た場合の連絡を必ず行うように依頼する。

3 活動実施後の対策

活動後は室内、貸出物品の消毒を行い解散とする。

3. 参考文献およびウェブサイトのリンク

・厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症対策 専門家会議の見解等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_senmonkakaigi.html

・厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_1

・公益社団法人日本環境教育フォーラム「自然学校等の新型コロナウイルス感染症対

応

ガイドライン第（1版）」

<https://www.jeef.or.jp/2020/05/30390/>

以上